

第10 高架下建築物等の取扱い

1 防火対象物の取扱いについて

高架下（鉄道、道路等に使用しているもの）において、事務所、店舗、倉庫、駐車場その他これらに類する用途として使用する部分（柵、塀等により区画されているものに限る。）は、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物として取扱うものとする。

2 面積の算定方法について

柵、塀等により区画されている部分を面積とする。

3 消防用設備等の設置（特例適用）について

法第17条の適用に際しては、当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案し、消防法施行令第32条の適用により、消防法設備等の設置を免除することができるものとする。